

○防衛省告示第二百十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和五年十月二十四日次のとおり決定された。

令和五年十月二十六日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎共同使用

| 施設番号 | 施設名      | 所在地名 | 所有関係 | 摘                   | 要 |
|------|----------|------|------|---------------------|---|
| 二〇一二 | 三沢対地射爆撃場 | 三沢市  | 国有   | 土地…約二、二三五、〇〇〇平方メートル |   |

訓練施設として共同使用する。

二〇一二 三沢対地射爆撃場

三沢市

国有

使用期間…令和五年十一月十日から同月  
十四日までの間

土地…約二、二三五、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十一月十五日から同  
月二十日までの間

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄市

国有

土地…約三一〇平方メートル

民有

土地…約一一、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十一月十日から同月  
二十日までの間

六〇七八 出砂島射爆撃場

沖縄県島尻郡渡名喜

公有

土地…約二四五、〇〇〇平方メートル

村

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十一月十三日から同  
月十六日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六六 東千歳駐屯地 千歳市 国有 土地…約一〇七、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約一、六〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和五年十一月十三日から同  
年十二月十八日までの間

陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、

一〇七〇 釧路駐屯地

北海道釧路郡釧路町 国有

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約六六〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…年約六週間

陸上自衛隊釧路駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇六二 仙台駐屯地

仙台市

国有

土地…約六、四〇〇平方メートル

国有  
建物…約二、〇〇〇平方メートル

国有  
工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和五年十一月十三日から同  
年十二月十八日までの間

陸上自衛隊仙台駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約二、九〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和五年十一月十三日から同  
年十二月十八日までの間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、

三二八九 朝霞駐屯地

和光市、新座市

国有

国有

## 海上演習場関係

### ◎新規提供

#### 日向灘訓練区域

##### 一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒
- 2 北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒
- 3 北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒
- 4 北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

## 二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

## 三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

## 四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和五年十一月十七日から同月二十七日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。